

## 企画総務常任委員会

番 号	令6・14号	受理月日	令和6年11月18日	付託月日	令和6年11月28日
件 名	選挙管理委員会委員長、職務代理、委員の報酬を月額報酬から日当制に変更することを求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p>すでに選管委員の報酬を月額報酬から日当制に変更している自治体が全国に多く存在します。東京23区の中でも杉並区、新宿区・千代田区などが移行しており、東京23区外では、滋賀県、大阪市・千葉市・吹田市でも日当制になっています。</p> <p>杉並区で選挙管理委員会委員の報酬が日当制に移行した背景には、過去の報酬制度に関する問題が影響しています。</p> <p>以前、選挙管理委員会委員の報酬は月額制でしたが、病欠などで実際に職務を行っていない期間にも報酬が支払われるケースがありました。特に、2010年に半年間病欠した委員に対して約140万円の報酬が支払われたことが問題視されました。この件は住民訴訟に発展し、東京地裁は地方自治法違反として報酬の返還を命じる判決を下しました。</p> <p>このような経緯から、報酬制度の見直しが求められ、日当制の導入が検討されるようになりました。日当制にすることで、実際に職務を行った日数に応じて報酬が支払われるため、公平性が高まると考えられています。</p> <p>この変更により、選挙管理委員会の運営がより透明で公正なものになることが期待されています。</p> <p>杉並区以外でも選挙管理委員会委員の報酬に関する問題が発生した地域があります。例えば、滋賀県では、選挙管理委員会委員に対する月額報酬が問題となり、住民訴訟が提起されました。この訴訟では、月額報酬が業務実態に合わない高額であるとして違法と判断されました。</p> <p>また、大阪府でも同様の問題があり、選挙管理委員会委員の報酬が住民訴訟の対象となりました。これらのケースでは、報酬制度の見直しが求められ、日当制への移行が検討されることが多いです。</p>					

杉並区の選挙管理委員会委員の日当は、1日あたり約1万2000円です。この金額は、実際に職務を行った日数に応じて支払われるため、公平性が高いとされています。

このように、日当制に踏み切った自治体は自主的にまたは住民訴訟を契機に報酬制度の見直しが求められ、日当制への移行が検討されることが多いです。

世田谷区においても、月額報酬は、選管委員長287000円、職務代理249000円、委員238000円が選挙管理委員会開催日数、年間49日、月間約4日（令和5年度実績）の業務実態に合わない高額であるとして違法と住民訴訟を提起される前に自主的に報酬制度を見直し、日当制への移行を検討するよう求めるものです。